

# いわて木づかい住宅普及促進事業のご案内



県産木材を使用した住宅の新築やリフォームを支援します!!

## ■対象者

- ・県内に自ら居住するため、金融機関から住宅ローンの貸付を受けて住宅を新築する方
- ・県内に自ら居住するため、住宅をリフォームする方

## ■補助金額

**最大50万円!**

### 【基本額】

県産木材の使用量に応じて  
要件：使用量10㎡以上

**10～15万円**

### 【加算額】

- ① JAS材又は森林認証材を使用  
要件：使用する県産木材の内、JAS材等の使用量50%以上
- ② 18歳以下(高校生以下)の子どもがいる世帯  
(妊婦がいる世帯も対象)
- ③ 住みたい岩手の家づくり促進事業※併用可、下記参照  
要件：基準適合証明書の取得  
新築の場合、県産木材を15㎡以上使用

**+ 5万円**

**+ 10万円**

**+ 10又は20万円**

## ■主な補助要件（新築）

- ① 申請者本人が居住するため、金融機関から住宅の建設資金の貸付を受けていること。
- ② 住宅の用に供する部分に、県産木材を10㎡以上使用すること。
- ③ 県産木材の産地証明制度等により証明すること。
- ④ 見学会や工務店等のホームページでの写真の公開等による共用・供覧に同意できること。
- ⑤ 令和6年4月1日以降に着工し、令和7年3月15日までに検査済証の交付を受けること。
- ⑥ 令和7年3月15までに見学会や工務店のホームページ等で住宅の写真が公開などが行われること。
- ⑦ 県内に本店を置く建築業者が施工すること。

## ■主な補助要件（リフォーム）

- ① 既存不適格部分を除き、建築基準関係規定に適合していること。
- ② 県産木材を10㎡以上使用すること。
- ③ 県産木材の産地証明制度等により証明すること。
- ④ 見学会や工務店等のホームページでの写真の公開等による共用・供覧に同意できること。
- ⑤ 令和6年4月1日以降に着工し、令和7年3月15日までに工事が完成する住宅であること。
- ⑥ 令和7年3月15日までに見学会や工務店のホームページ等で住宅の写真が公開などが行われること。
- ⑦ 県内に本店を置く建築業者が施工すること。

**※住みたい岩手の家づくり促進事業について(詳細の問い合わせは岩手県県土整備部建築住宅課まで)**  
「省エネ」+「県産木材の活用」など、岩手らしさを備えた「岩手型住宅」の新築および性能向上リフォームを支援します。

省エネ性能  
(断熱等性能等級4以上)  
証明取得した場合

バリアフリー性能(高齢者等配慮対策等級3以上)  
証明取得した場合  
※バリアフリー性能の補助については、省エネの補助を受けることが要件

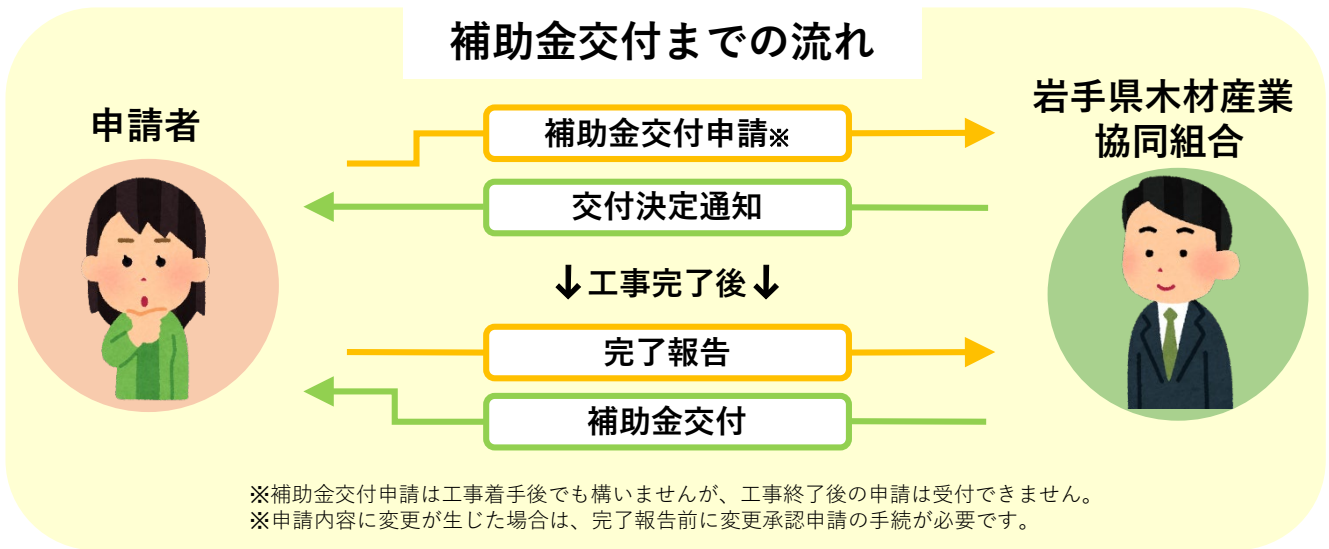
省エネのみ +10万円

省エネ+バリアフリー +20万円

【留意事項】いわて木づかい住宅普及促進事業は次の補助制度と併用することはできません。  
・市町村において実施する「森林環境譲与税」を財源とした住宅に対する補助（県産木材利用に係る補助に限る。）

予算の範囲内で補助を行います。予算がなくなり次第、受付を終了しますのでご了承ください。

## 補助金交付までの流れ



## 申請に必要な書類

### 新築

- ① いわて木づかい住宅普及促進事業補助金（新築）交付申請書
- ② いわて木づかい住宅普及促進事業交付申請に係る申出書
- ③ 金融機関との金銭消費貸借契約書の写し※
- ④ 建築業者との工事請負契約書の写し
- ⑤ 建築基準法に基づく「建築確認済証」の写し及び「建築確認申請書」の写し（図面を除く）
- ⑥ 補助金に関する誓約書（新築）
- ⑦ 県産木材使用数量調書（新築）
- ⑧ 県産材証明書（完成後の提出も可）

#### 必要に応じて

- ・ JAS材や森林認証材の証明書（出荷証明書、納品書、認証工場の認証書など）
- ・ 18歳以下（高校生以下）の子どもがいる場合は、住宅に居住するすべての者が記載された住民票の写し（妊婦がいる世帯は母子手帳の写し）
- ・ 省エネやバリアフリーについて、一定の性能を有する住宅であることを証明する性能証明書などの写し

※金銭消費貸借契約までに時間がかかる場合は、住宅ローンの融資を受けることが証明できる書類（融資証明書、融資仮承認通知書など）を添付してください。その後、金銭消費貸借契約を締結した際には契約書の写しを提出してください。

### リフォーム

- ① いわて木づかい住宅普及促進事業補助金（リフォーム）交付申請書
- ② いわて木づかい住宅普及促進事業交付申請に係る申出書
- ③ 建築業者との工事請負契約書の写し
- ④ 【増築等がある場合】  
建築基準法に基づく「建築確認済証」の写し及び「建築確認申請書」の写し（図面を除く）  
【増築等がない場合】  
当該住宅のリフォーム着工時点において建築基準関係規定に適合していることが分かる書類
- ⑤ リフォーム工事の内容が分かる図面等
- ⑥ 補助金に関する誓約書（リフォーム）
- ⑦ 県産木材使用数量調書
- ⑧ 県産材証明書（完成後の提出も可）

#### 必要に応じて

- ・ JAS材や森林認証材の証明書（出荷証明書、納品書、認証工場の認証書など）
- ・ 18歳以下（高校生以下）の子どもがいる場合は、住宅に居住するすべての者が記載された住民票の写し（妊婦がいる世帯は母子手帳の写し）
- ・ 省エネやバリアフリーについて、一定の性能を有する住宅であることを証明する住宅証明書などの写し

### 募集期間

令和6年5月8日（水）から受付開始

（令和6年4月1日以降に着工し、令和7年3月15日までに完成するものが対象となります。）

### 申請方法

郵送または持参により岩手県木材産業協同組合に提出してください。

#### ○補助制度に関するお問い合わせ 岩手県農林水産部 林業振興課

TEL 019-629-5773（受付時間／平日9時～12時、13時～17時）  
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1（県庁6階）  
Email：AF0010@pref.iwate.jp

#### ○申請受付・申請書類に関するお問い合わせ 岩手県木材産業協同組合

TEL 019-624-2141（受付時間／平日9時～12時、13時～17時）  
〒020-0024 岩手県盛岡市菜園1-3-6（農林会館5階）  
Email：gankiren@poppy.ocn.ne.jp